

平成 2 7 年 度 答 申 第 3 号

(平成 2 7 年 7 月 1 日)

宝塚市個人情報保護・情報公開審査会

答 申 第 3 号
平成 27 年 7 月 1 日
(2015年)

宝塚市教育委員会 様

宝塚市個人情報保護・情報公開審査会
会長 山 下 淳

情報部分公開決定に係る異議申立てについて（答申）

平成27年（2015年）2月25日付け宝塚市教育委員会諮問第1号で諮問のあった情報部分公開決定に係る異議申立てについて、当審査会は、慎重に審査した結果、下記のとおり答申する。

記

別紙のとおり

以上

第1 審査会の結論

宝塚市教育委員会が行った情報部分公開決定は妥当である。

第2 諮問までの経過

1 情報公開請求

平成26年11月20日に、異議申立人は、宝塚市情報公開条例（平成12年条例第50号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づき、宝塚市教育委員会（以下「実施機関」という。）に対して、情報の公開を請求した。

異議申立人が公開を請求する公文書の件名及び内容は、「教科用図書採択における①平成24年度使用公立学校教科用図書採択協議会委員名簿、②平成24年度使用公立学校教科用図書調査員名簿（中学校）、③平成24年度使用公立学校教科用図書調査研究報告書（中学校社会科）、④平成24年度使用公立学校教科用図書採択協議会会議録又は会議の要点記録メモ、⑤平成24年度使用公立学校教科用図書調査員会の会議録又は会議の要点記録メモ（中学校社会科）」であった。

2 実施機関の決定

実施機関は、異議申立人から本件請求文書のうち、上記1の①については、「平成23年度宝塚市公立学校教科用図書採択協議会委員名簿」、上記1の②については、「平成23年度（2011年度）宝塚市公立学校教科用図書採択協議会調査員名簿」、上記1の③については、「平成24年度使用教科用図書調査研究報告書中学校社会科（地理・歴史・公民・地図）」、上記1の④については、「平成23年度（2011年度）第4回宝塚市公立学校教科用図書採択協議会議事録（社会科）」と特定し、平成26年11月28日に条例第10条第2項の規定に基づき、情報部分公開決定を行い、異議申立人に対して通知した。

なお、実施機関が公開しないことを決定した部分は、上記1の①のうち採択協議会委員の住所、上記1の④のうち発言者及び委員の氏名、上記1の⑤であった。

また、公開しなかった理由は、上記1の①については個人に関する情報であり、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものであるため（宝塚市情報公開条例第7条第1項第1号に該当）、上記1の④については、個人の発言内容が特定されることによって、今後の教科書採択における委員の率直な意見交換が阻害され、教科書採択の事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすお

それがあつたため（宝塚市情報公開条例第7条第1項第6号に該当）、上記1の⑤については、文書を作成しておらず、存在しないためというものであつた。

3 異議申立て

平成27年1月6日に、異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、上記1の⑤（以下「事件対象文書」という。）を非公開とした決定（以下「本件処分」という。）を不服として実施機関に対して異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行つた。

4 諮問

平成27年2月25日に、実施機関は、条例第15条の規定に基づき、宝塚市個人情報保護・情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件異議申立てについて諮問した。

第3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

異議申立人は、本件処分を取り消し、事件対象文書を公開することを求めている。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主な理由は、概ね次のとおりである。

(1) 実施機関は情報非公開の理由として「調査員会の会議録又は要点記録メモは作成しておらず、存在していない」と回答しているが、7人の調査員が8回も会合を重ねて協議したうえで、調査研究報告書をまとめ上げたのに、その過程を記録した資料が皆無であるはずはないのであつて、教科用図書採択協議会の庶務を担当している学校教育部教育支援室教育研究課で関係資料を管理しているはずである。

(2) 「文書が存在していない」と主張するのは、市民の知る権利を尊重し情報の公開を請求する権利を保障するとともに、情報提供に関する施策を積極的に推進することにより、市の諸活動を市民に説明する責務を全うするよう定めた条例第1条、及び市民が必要とする情報を積極的に把握し、提供するよう努めるべきことを定めた条例第23条に違反していることから、職務怠慢であることは明らかである。

- (3) 審査会において審査して頂いたうえで、実施機関には職務怠慢の責任があることを明言して頂きたい。

第4 実施機関の説明

実施機関が本件処分を行った理由及び補足した説明等については、主に次のとおりである。

- 1 教科書採択事業については、まず、実施機関が教科用図書（以下「教科書」という。）の調査、協議を行うため、教科用図書採択協議会（以下「協議会」という。）を設置している。協議会では教科書の採択方針や調査研究の観点について協議し、答申を行う。その答申が実施機関に承認された後、協議会は調査員会を設置するとともに、調査員を宝塚市公立学校の校長、教頭及び教諭のうちから選任し、教科ごとに教科書の調査研究を調査員会に依頼する。

調査員会は、採択方針や調査研究の観点に基づき、検定に合格した教科書全てについて調査、評価を行い、調査研究報告書（以下「報告書」という。）を取りまとめ、協議会に提出する。協議会では調査員会より提出された報告書をもとに調査の適正性等について調査員会の代表を交えて論議を行い、個々の教科書の評価について実施機関に対して答申を行う。実施機関は、協議会の答申にあるそれぞれの教科書の評価をもとに教科書の内容について議論し、教科書を採択する。

このように調査員会は、協議会のもとに設置され、教育現場の目線で教科書についての調査研究を行い、報告書を作成して協議会に報告するものである。

- 2 平成23年度の中学校社会科の調査員会は、調査員7名によって計8回開催されており、調査研究の結果は、調査員のうちの1名が調査員会における各調査員の意見等を報告書としてまとめ、事務局を通じて協議会に提出された。
- 3 調査員会では、報告書を作成する過程において調査員同士の意見交換や論議がなされているが、これを記録した文書は存在しておらず、また文書を作成しなければならない法的な根拠はなく、作成が義務付けられているものではない。

第5 審査会の判断

- 1 非公開理由について

実施機関の説明によると、調査員会とは、協議会の会長が、教科書

の調査研究を行いその結果を協議会へ報告することを目的に設置している。

報告書の作成方法としては、調査員会で担当教科に係る全ての教科書の調査が行われ、調査員の意見を集約した表を作成し、その表を調査員で回覧し、意見を出し合うことにより最終的な報告書を作成する。そのときに調査員会の会議録を作成することまでは、調査員に過度の負担となるため、義務付けておらず、また、調査員会の会議ごとの意見は表に集約しているため、別途会議録は必要ないと実施機関は説明している。

当審査会としては、上記のような調査員会の会議の運営及び報告書の作成方法に鑑みると、会議録を作成していないという実施機関の説明に不自然なところはなく、本件処分は妥当と考える。

なお、会議録を作成していないという従来への運用も理解できないわけではないが、公的な機関として会議を行っている以上、調査員会においても、今後は何らかの形で会議に関する記録を残すべきであろう。

2 結論

以上の理由から、当審査会は、前記第1審査会の結論のとおり判断するものである。

(別紙)

1 宝塚市個人情報保護・情報公開審査会委員名簿

氏 名	役 職 等
大西 邦弘	関西学院大学法学部教授 (民法)
岡本 英子	弁護士 (大阪弁護士会)
水谷 恭子	弁護士 (兵庫県弁護士会)
柳井 健一 (会長代理)	関西学院大学法学部教授 (憲法)
山下 淳 (会長)	関西学院大学法学部教授 (行政法)

2 審査過程

	日 程	内 容
1	平成27年 2月25日	諮問
2	平成27年 4月27日	実施機関による部分公開理由説明及び審査
3	平成27年 5月27日	異議申立人による意見陳述及び審査
4	平成27年 6月24日	審査
5	平成27年 7月 1日	答申